（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一四九」を「四・一四五」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第七条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号。附則第三条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・七七六」を「八・七八六」に、「八・二六六」を「八・二七六」に、「七・七八二」を「七・七九二」に、「七・三二五」を「七・三三四」に、「六・八九一」を「六・八九九」に、「六・四八〇」を「六・四八七」に、「六・〇九〇」を「六・〇九七」に、「五・七二〇」を「五・七二七」に、「五・三七〇」を「五・三七六」に、「五・〇三八」を「五・〇四四」に、「四・七二三」を「四・七二九」に、「四・四二五」を「四・四三〇」に、「四・一四二」を「四・一四七」に、「三・八七四」を「三・八七九」に、「三・六二〇」を「三・六二四」に、「三・三七九」を「三・三八三」に、「三・一五一」を「三・一五五」に、「二・九三四」を「二・九三八」に、「二・七二九」を「二・七三三」に、「二・五三五」を「二・五三八」に、「二・三五一」を「二・三五四」に、「二・一七六」を「二・一七九」に、「二・〇一〇」を「二・〇一三」に、「一・八五三」を「一・八五六」に、「一・七〇五」を「一・七〇七」に、「一・五六四」を「一・五六六」に、「一・四三〇」を「一・四三二」に、「一・三〇六」を「一・三〇三」に、「一・一八三」を「一・一八五」に、「一・〇六九」を「一・〇七一」に、「〇・九六二」を「〇・九六三」に、「〇・八五九」を「〇・八六一」に、「〇・七六二」を「〇・七六四」に、「〇・六七〇」を「〇・六七二」に、「〇・五八三」を「〇・五八五」に、「〇・五〇一」を「〇・五〇二」に、「〇・四二三」を「〇・四二四」に、「〇・三四八」を「〇・三五〇」に、「〇・二九七」を「〇・二九八」に、「〇・二四七」を「〇・二四八」に、「〇・一九九」を「〇・二〇〇」に、「〇・一五三」を「〇・一五四」に、「〇・一三六」を「〇・一三七」に、「〇・一一〇」を「〇・一一二」に、「〇・一〇〇」を「〇・一〇一」に、「〇・〇八二」を「〇・〇八三」に、「〇・〇六六」を「〇・〇六七」に、「〇・〇五一」を「〇・〇五二」に、「〇・〇三九」を「〇・〇四〇」に、「〇・〇二六」を「〇・〇二七」に、「〇・〇一七」を「〇・〇一八」に、「〇・〇一〇」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に改め、同表に次のように加える。

平成二十六年度	〇・〇〇一

別表第二に次のように加える。

平成二十四年度	〇・〇三九

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十八年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十八年度従前額改定率」を「平成二十九年度従前額改定率」に改め、同項の表中「〇・九七〇」を「〇・九六九」に、「〇・九七三」を「〇・九七二」に、「〇・九七六」を「〇・九七五」に、「〇・九八〇」を「〇・九七九」に、「〇・九八三」を「〇・九八二」に改め、同条第二項中「平成二十八年度従前額改定率」を「平成二十九年度従前額改定率」に、「〇・九七〇」を「〇・九六九」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第九条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、同条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「〇・九九九」を「〇・九九八」に改める。

第二条の見出し中「平成二十八年度及び平成二十九年度」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に改め、同条第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「〇・九七六」を「〇・九六七」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条の表中「四八、七八〇円」を「四九、四七〇円」に、「九七、五六〇円」を「九八、九四〇円」に、「一四六、三四〇円」を「一四八、四一〇円」に、「一九五、一二〇円」を「一九七、八八〇円」に、「二四三、九〇〇円」を「二四七、三五〇円」に、「二九二、六八〇円」を「二九六、八二〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第五条の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に、「四十七万円」を「四十六万円」に改める。

第六条の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「一・〇〇〇」を「〇・九九九」に、「〇・九九八」を「〇・九九七」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九一〇

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第四条第一項関係）

一　昭和五年四月一日以前に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九四四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六四四
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四五五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一二八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二八八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二八八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八三九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八六二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇三
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一三二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四二四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一四五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・五九五